

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則第14条第2項の取扱いについて

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則第14条第2項の規定で定める、研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等が、論文、学会等で既に公表済みである研究成果有体物を他大学の教員又は研究員、小学校、中学校及び高等学校の教員その他の教育又は研究機関に従事する者からの依頼により無償で提供する場合の取扱は次のとおりとする。

1. 別紙、受領書を提出させ、その本紙は当該研究者が保管するものとする。
2. 申込書およびMTAハンドブックで定めるチェックシートの提出は不要とする。
3. MTAハンドブックに定める「外部機関へ提供する場合の注意事項」を遵守すること。

平成22年 9月14日